



2026 年 9 月 1 日

各 位

会社名	ナガイレーベン株式会社
代表者名	代表取締役社長 澤登一郎 社長執行役員 (コード番号7447 プライム市場)
問合せ先	取締役 山村浩之 上席執行役員管理本部長 (TEL. 03-5289-8200)

「内部統制基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、取締役会において、「内部統制基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、改訂箇所につきましては、下線を付しております。

記

内部統制基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務並びに当社及び当社の子会社から成る当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備する。

イ. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員が法令及び定款を遵守した行動をとるための行動規範として、企業倫理規程を制定し、コンプライアンス体制に係る規程を整備する。

また、その徹底を図るため、総務部が、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に教育等を行う。監査等委員会は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることを監査し、定期的に取締役会に報告するものとする。内部監査部門は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを監査し、代表取締役社長及び監査等委員会に報告するものとする。法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を遮断する。反社会的勢力の不当要求に対しては、警察等関連機関及び顧問弁護士と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

ロ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、情報等という）に記録し、保存する。取締役は、情報管理規程により、常時、これらの情報等を閲覧できるものとする。

ハ．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する事項については、それぞれの担当部署にて、製造・物流・情報管理等の安全に関する問題、コンプライアンスに関する問題、その他当社が抱えるリスクの管理について、必要な見直し・対応を検討する。組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

ニ．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回定例取締役会を開催し、適宜臨時取締役会を開催する。また、経営監督機能の強化と意思決定の迅速化を図るため執行役員制度を導入し、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の定款規定に基づき、取締役会決議により委任された重要な業務執行の一部又は全部について、毎週月曜日に開催される執行会議において議論の上、決議する。

取締役会及び執行会議の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定める。

ホ．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社取締役と子会社ナガイ白衣工業株式会社取締役との間の連携を図るため、定期的に当社グループの役員による会議を開催し、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告を受け、当社グループの経営方針に従って子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築する。

関係会社管理規程に従い、子会社の事業部門に関して責任を負う子会社の取締役を任命し、子会社の企業倫理規程に基づく法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。本社管理本部は子会社ナガイ白衣工業株式会社総務部と連携し、これらを横断的に推進し、管理する。また、法令上疑義のある行為等について子会社の使用人が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

ヘ．当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当社の監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当該使用人に対し監査等委員会はその監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査等委員会より指示を受けた使用人は当該指示に係る事項に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び直属の上司等の指揮命令を受けないものとする。

当該指示を受けた使用人の異動等については、監査等委員会の意見を聞くものとする。

ト．当社の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社並びに当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する。

当社の監査等委員会は、子会社の取締役、監査役並びに使用人その他これらの者から報告を受けた者に対して、監査等委員会の職務の執行に関する情報について報告を求めることができる。

当社グループは、監査等委員会に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしないものとする。

チ．当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、その費用が監査等委員会の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかに処理する。

リ．その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回定例監査等委員会を開催し、適宜臨時監査等委員会を開催する。

監査等委員会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換の機会を設定し、認識の共有を図る。

また、監査等委員会は、会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受けるとともに、意見交換を行うことで会計監査人との連携を図る。

監査等委員は、取締役会のほか、執行会議その他の重要な会議に出席することができる。また、監査等委員は、議事録等の関連資料を原則自由に閲覧できる。

以 上